

法務省民商第 1 1 3 号
令和 5 年 6 月 1 2 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務
の取扱いについて (通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令(令和5年法務省令第31号。以下「改正省令」という。)が本日公布、施行されましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方
取り計らい願います。

なお、本通達中、「商登法」とあるのは、商業登記法(昭和38年法律第1
25号)を、「商登規」とあるのは、改正省令による改正後の商業登記規則(昭
和39年法務省令第23号)を、「投登規」とあるのは、改正省令による改正
後の投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則(平成10
年法務省令第47号)をいい、引用する条文は、全て改正後のものです。


記

1 電磁的記録に代わるものとして保存すべき書面の作成

登記官は、商登法第19条の2に規定する電磁的記録については、これに
代わるものとして保存すべき書面を作成することができ、登記官が当該書面
を作成した場合には、当該書面に係る電磁的記録については、商登規中登記
簿の附属書類に関する規定は、適用せず、当該書面は、登記簿の附属書類と
みなして、商登規の規定を適用するとされた(商登規第9条の7第3項が準
用する同条第1項及び第2項)。

2 電磁的記録の廃棄

登記所において商登法第19条の2に規定する電磁的記録を廃棄する場合



載している投資事業有限責任組合契約書を添付して、当該有限責任事業組合を無限責任組合員とする登記の更正の申請があったときは、登記に錯誤があるときに当たるとして、受理して差し支えない。この場合において、当該投資事業有限責任組合契約書が申請した登記所に保存されているときは、更正の申請書には、その旨を記載することにより、当該書面を添付することを要しない（投登規第 8 条が準用する商登規第 9 8 条）。